

業」等の各種生活困窮者支援が実施されることとなる。

なお、平成25年度においては、「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を68か所で実施し、法の施行に向け、地域における生活困窮者支援の体制整備を着実に進めている。

(13) 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知

マスメディアの適切な自殺報道に資するため、世界保健機関が作成した自殺予防に関す

る「自殺予防 メディア関係者のための手引き」（以下「手引き」という。）を報道各社に対し周知することとしている。

内閣府及び自殺予防総合対策センターのWebサイトに「手引き」を掲載して、その周知を図っている。また、自殺予防総合対策センターにおいては、メディア従事者を対象としたメディアカンファレンスを実施し、自殺や精神疾患について適切な報道がなされるよう支援を行っている。

7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組

(1) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

厚生労働省では、精神科救急情報センターや、輪番制等による精神科救急医療施設の整備を行う「精神科救急医療体制整備事業」にて、自殺未遂者等の精神・身体合併症患者に対する対応力の強化について一層の体制整備を図っているところである。

また、平成17年度からの自殺対策のための戦略研究の中で、「自殺企図の再発防止に対する複合的ケースマネジメントの効果：多施設共同による無作為化比較研究」を行い、自殺未遂で救急部門に搬送された者に対する、再度の自殺企図を防ぐための有効な取組に関する研究を行っている。

さらに、救命救急センターにおいて、救急医療の実施と併せて、精神科の医師による診療等が速やかに行われるよう、精神科の医師を必要に応じ適時確保することを、各都道府県に求めているところである。

なお、平成20年度には「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」を作成するとともに、

同年度から関係学会との協同でガイドラインを基にして、救急医療の従事者を対象に「自殺未遂者ケア研修」を開催している。

平成24年度の診療報酬改定で、一般病棟に入院した自殺未遂者などの患者に対して、精神症状の評価や、退院後の診療の調整を行う精神科リエゾンチームに対する評価を新設した。

(2) 家族等の身近な人の見守りに対する支援

平成19年度から、自殺予防総合対策センターにおいて、精神保健福祉センター等で相談業務に従事する者を対象として、相談技法に関する専門的な研修の実施・協力を行ってきた。その後、相談技法に関する研修は都道府県において幅広く実施されるようになったことから、21年度をもって自殺予防総合対策センターにおける研修を終了し、前述の「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」の普及により、自殺未遂者へのケア対策の推進を図っている。

8 遺された人への支援を充実する取組

(1) 遺族の自助グループ等の運営支援

内閣府では、平成20年度に、自死遺族支援について豊富な経験を有している民間団体と

の連携により、自死遺族のための分かち合いの会の運営についての研修や、講習会・意見交換会などを実施し、民間団体などの活動が

自立的に運営されるよう支援し、21年度には、「自死遺族支援研修等事業」を実施し、自死遺族のための分かち合いの会の運営についての研修に加え、講習会、自死遺児支援のため

のつどいを実施した。

また、地域自殺対策緊急強化基金を通じ、自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援を実施している。

COLUMN 8

遺族支援の取組について

自死遺族・震災遺族支援事業【宮城県補助事業】 ＝わかちあいの会＝

(実施期間) 平成18年度～

(基金事業メニュー) 強化モデル事業

(実施経費) 平成24年度995千円

(実施主体) 仙台わかちあいの集い藍の会

【事業の背景・必要性・目的】

自死遺族の多くは世間に知られたくないという「語れない」遺族であることを踏まえて、平成18年に自死遺族の自助グループ本人の会となる「藍の会」を仙台市に立ち上げた。また、県内全域の高齢者、身体障害者、幼い子供を抱えた遺族、介護や仕事に追われている遺族の参加を促すために、6か所の地域で「わかちあいの会」を定期的に開催している。

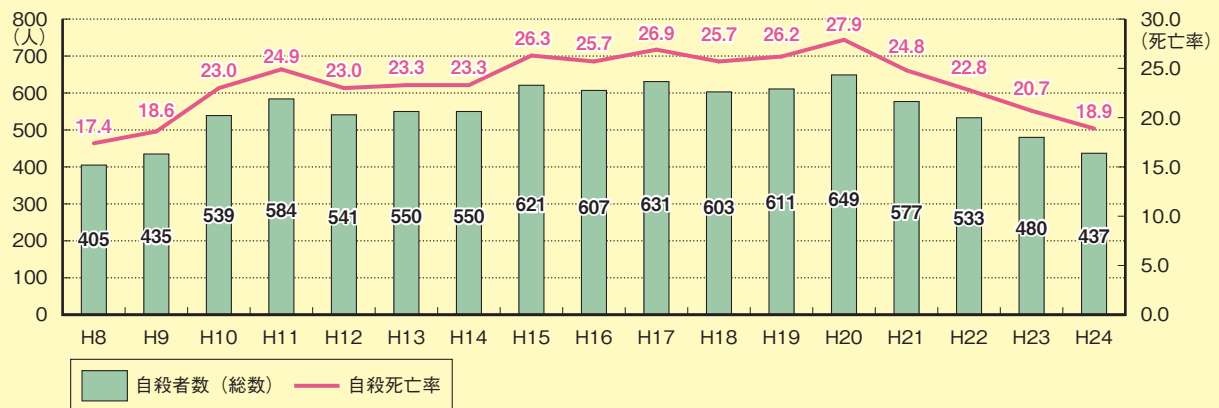
震災後には、子供を亡くした親の集い「つむぎの会」を仙台市、石巻市、気仙沼市で開催し、津波で子供を亡くした親の交流場所とするとともに、そのつながりで震災遺族の集いを岩沼市で「灯里の会」、石巻市で「蓮の会」を開催している。そして、行方不明者も多くいることに配慮し、仙台市、石巻市、気仙沼市、岩沼市でそれぞれに「法話の会」を宗教者との連携で開催している。

亡くなった人の大切な命を活かすためにも、遺族自身が元気に生きていくことを目的とする。

【地域の特徴・自殺者数の動向】

宮城県は、厚生労働省「人口動態統計」によれば、平成15年に600人を超えた後、20年まで600人台で推移していたが、21年以降減少傾向にあり、24年は437人となった。自殺死亡率も、21年以降低下傾向にある。

○自殺者数・自殺死亡率（人口10万対）の年次推移（宮城県）



(出典：人口動態統計)

【事業目標 事業内容】

「悲しみは愛しさとともに」あることを共有し、遺族自身が元気で生きていくために、遺族だけの「わかちあい」を基本として、手紙・メール・FAX・個別面談・電話等を通じての相談やつながりの構築、そして様々な問題の解決をするためにそれぞれの専門家とも連携して、総合支援をする。そして、自死を語れる死にするために「わかちあい」以外の時間は、遺族以外の人たちの参加も認め、誰にでも普通に家族の死を語れるようになれることを目的としている。

○県内6か所で自死遺族の「わかちあいの会」の定期開催

仙台市「藍の会」、気仙沼市「瑠璃の会」、石巻市「たんぼぼの会」、栗原市「クローバーの会」、大崎市「菜の花の会」、大河原町「マロニエの会」

○県内3か所で震災も含めた、子供を亡くした親の集い「つむぎの会」の開催

仙台市、石巻市、気仙沼市

○県内2か所で震災遺族の「わかちあいの会」の開催

石巻市「蓮の会」、岩沼市「灯里の会」

○県内4か所で「法話の会」の開催

仙台市、石巻市、気仙沼市、岩沼市

その他、各会終了後個別面談も随時行っている。

【事業実施にあたっての運営体制】

会場の確保や広報は地域の行政と連携し、運営の方針の決定や、「わかちあい」を遺族本人たちだけと役割分担をしている。「法話の会」は宗教者との連携で開催している。また、総合支援のための連携を行政も含めたそれぞれの専門家と作り、顔の見える関係でのつなぎをしている。

【事業の工夫点】

- ・他者の入らない当事者本人だけでの「わかちあい」の時間を大切にして、信頼でき安心できる時間を設けることにより多くの遺族の参加を促し、リピーター率を高くしている。更に、会に参加できない遺族のために様々な方法でつながりを持ち、24時間365日相談受付をして、留守電対応、キャッチ対応、ナンバーディスプレイによるかけ直し対応をして、勇気を振り絞り、電話をかけた遺族の手を離さないように工夫している。
- ・悲しむ時間がないほど遺族に襲い掛かる様々な問題の解決につなぐことで、ゆっくり「悲しめる」時間を作り、亡き人と向き合う日々を送れるような支援をしている。（自死の場合の賃貸物件の賠償金・補償金問題等）
- ・行方不明の家族がお骨以外に「死」を受け入れて生きられるように、そして自死への偏見や差別の是正とともに、亡くなった人への尊厳を学ぶことで生きることの大切さを思えるように「法話の会」を開催している。
- ・遺族だけでの「わかちあい」の時間の後に、クールダウンの時間を設け、雑談の時間とし、マスクミや行政の参加も認め、語れる死になる工夫の一つとしている。

【事業成果、今後の課題、その他特筆すべき点】

自死遺族・震災遺族の会も新しく参加する遺族も多く、また2回以上参加する遺族も9割を超え、「わかちあい」以外にも「ランチ会」「夕食会」「講演会」「茶話会」「音楽鑑賞会」「ミニ遠足会」「フォーラム」「勉強会」等々広がりを見せ、もう一つの家族としてつながっている。悲しみは人生の邪魔者ではなく、亡き人からの愛しい贈り物として、抱えて生きていこうという考えになり、社会活動をする遺族が増えている。自死遺族も震災遺族も遺族は偉い先生に会いたいのではなく、同じ思いをしている遺族に会いたいと思う気持ちが強いこと、また「悲しみ」はケアできるものではなく、「愛しい」ものであること、愛する人の死からくる悲しみは愛とともにあることが遺族本人の心です。相互扶助の精神は、遺族にも役割を与え、生きる力となります。

自助グループの活動の支援と連携を行政がしていくことで、官民協同連携の事業として遺族支援ができ、総合支援につながっている。広報に力を入れ、遺族の声を社会に届け、悲しむ遺族の存在を知ってもらい、自死の防止につなげたい。

〇わかちあいの会の様子



(問合せ先) 宮城県保健福祉部障害福祉課課精神保健推進班
TEL : 022-211-2518
E-mail : syoufukume@pref.miyagi.jp
URL : <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoufuku/>

(2) 学校、職場での事後対応の促進

学校については、文部科学省に置かれた「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」が、平成19年3月に取りまとめた「子どもの自殺予防のための取組に向けて（第1次報告）」の中で、自殺が発生してしまったときの事後対応の在り方について、参考事例も示しつつ、遺された遺族や子どもたち、学校における心のケアの体制整備等の対応の在り方について取りまとめており、同報告を、教育委員会等に配付したほか、Webサイト上で公開した。（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/kentoukai/#houkoku）

平成21年度に開催した「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」では、児童生徒の自殺が起こった際の、周囲の関係者に対するメンタルヘルスや危機管理、第三者による調査も視野に入れた背景調査などの事後対応の在り方について検討を行い、平成22年3月には「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を作成し、学校・教育委員会等に配付した。本資料を活用し、22年度から、全国4ブロック（東京、大阪、仙台、福岡）で、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象として、これらの資料を用いた研修を実施しており、25年度には、全国を2ブロックにわけて東京で開催した。

また、平成23年6月には、児童生徒の自殺

が起きたときの背景調査の指針を含む審議のまとめを取りまとめ、各教育委員会及び学校に対し、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査を行う際の基本的な考え方や留意事項を示すとともに、自殺の背景となった事実関係に関する一定事項の報告を要請した。25年度には、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針策定後の各自治体における運用状況や、いじめ防止対策推進法における重大事態への対処の規定等を踏まえ、必要な見直しを検討した。

また、職場については、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて自殺発生直後の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」を周知している。

(3) 遺族等のための情報提供の推進等

地方公共団体では、地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等を作成し、配布している。

(4) 遺児への支援【再掲】

「3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組（2）教職員に対する普及啓発等の実施」及び「8 遺された人への支援を充実する取組（1）遺族の自助グループ等の運営支援」参照。

9 民間団体との連携を強化する取組

(1) 民間団体の人材育成に対する支援

内閣府では、民間団体における人材養成を支援するため、様々な活動分野に対応したゲートキーパー養成研修用DVDを作成し、ホームページ上に掲載している。また、平成25年9月から11月にかけて、自治体、関係団体、民間団体等の関係者を対象として、全国6ブロックで「自殺対策連携コーディネート研修」を開催した。さらに、地域自殺対策緊急強化基金を通じて、民間団体の人材育成に

対する支援を実施している。

自殺予防総合対策センターにおいて、平成18年から全国レベルでの「自殺対策ネットワーク協議会」を開催し、関係機関における連携体制の推進を図っている。また、Webサイトを通じた情報提供や関係団体等への情報発信を行っているほか、わが国における科学的根拠に基づく自殺予防総合対策の推進に学術面から寄与することを目的として、平成25年2月に「科学的根拠に基づく自殺予防総